

造幣局における新型コロナウイルス感染症の感染者の発生について

【概要】

令和3年1月15日（金）、造幣局さいたま支局職員2名が新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明しました。

当該職員2名は、1月11日（月）に保健所から新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者として特定されていたものです。

【当該職員Aの従事状況】

- 当該職員A（男性、50代、埼玉県在住）は、造幣局さいたま支局において、貴金属製品の品位証明業務に従事しております。なお、外部の方と接する業務は行っておりません。
- また、当該職員Aは、1月9日（土）以降は、勤務はしておりません。

【当該職員Bの従事状況】

- 当該職員B（男性、30代、埼玉県在住）は、造幣局さいたま支局において、収集用貨幣の製造業務に従事しております。なお、外部の方と接する業務は行っておりません。
- また、当該職員Bは、1月9日（土）以降は、勤務しておりません。

【対応】

- 造幣局においては、保健所が行う感染経路や濃厚接触者の特定のための所定の調査に協力してまいります。
- 当該職員が業務に従事していた場所を中心に、広範に消毒・清掃を行いました。
- なお、現時点において、発熱等の症状がある職員は業務に従事しておりません。

連絡・問い合わせ先 独立行政法人 造幣局
さいたま支局総務課広報室
電話（直通） 048-645-5915